

## 電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

○当院では、医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っています。
5. 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備していく予定です。（電子処方箋導入済み・運用準備中）
6. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
7. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和8年6月の診療報酬改定に伴い、『電子的診療情報連携体制設備加算』を月に1回限り算定します。

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療情報を目指しておりますので、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。